

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">資源エネルギー案件に係る</p> <p>海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 3 月 22 日 07-制度-00012 (略) <u>平成 23 年 3 月 30 日 一部改正</u></p> <p>海外投資又は海外事業資金貸付のうち、次に掲げるものに対する海外投資保険又は海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 条 ～ 第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 前条第 1 項の規定により資源エネルギー総合保険 B 特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険における取扱は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 保険料算定の基礎となる期間（以下「保険年度」という。）は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、第 1 回の資金貸付を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下この項において「第 1 保険年度の開始日」という。）の属する年度においては、第 1 保険年度の開始日から 3 月 31 日までとし、最終償還日の属する年度においては、4 月 1 日から当該最終償還日までとする。</p> <p>二 貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。）Ⅱ <u>「10」</u> 1 (6)(注 2)に規定する平均残高は、各保険年度中の資金貸付に係る元本又は利子の毎日の残高を合計し、365（2 月 29 日を含む年度においては、366 とする。）により除した金額</p>	<p style="text-align: center;">資源エネルギー案件に係る</p> <p>海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 3 月 22 日 07-制度-00012 (略)</p> <p>海外投資又は海外事業資金貸付のうち、次に掲げるものに対する海外投資保険又は海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 条 ～ 第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 前条第 1 項の規定により資源エネルギー総合保険 B 特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険における取扱は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 保険料算定の基礎となる期間（以下「保険年度」という。）は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、第 1 回の資金貸付を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下この項において「第 1 保険年度の開始日」という。）の属する年度においては、第 1 保険年度の開始日から 3 月 31 日までとし、最終償還日の属する年度においては、4 月 1 日から当該最終償還日までとする。</p> <p>二 貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。）Ⅱ <u>「9」</u> 1 (6)(注 2)に規定する平均残高は、各保険年度中の資金貸付に係る元本又は利子の毎日の残高を合計し、365（2 月 29 日を含む年度においては、366 とする。）により除した金額</p>	

<p>により算定する。</p> <p>三 貸付金等の額が外貨建のときは、保険料率等規程Ⅱ <u>[10]</u> 1(6)(注2)に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第33条第2項第1号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、次号に該当する保険契約にあつては、この限りでない。</p> <p>四 貸付金等の額が<u>外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04-制度-00034）（以下「保険料率等規程」という。）別表第6（2）に掲げる外貨に限る。）</u>で表示されている場合であつて、保険申込時に保険契約者から申し出があつたときは、保険証券に別添3の資源エネルギー総合保険B特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約を付すものとする。</p> <p>2 前条第1項の規定により資源エネルギー総合保険B特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付（保証債務）保険における取扱は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 保険年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、保証債務の負担を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下この項において「第1保険年度の開始日」という。）の属する年度においては、第1保険年度の開始日から3月31日までとし、保証債務に係る主たる債務の最終償還日（当該主たる債務の最終償還日よりも保証債務の終期が早く到来する場合には、当該保証債務の終期。以下同じ。）の属する年度においては、4月1日から当該最終償還日までとする。</p> <p>二 保険料率等規程Ⅱ <u>[10]</u> 1(6)(注2)に規定する平均残高は、各保険年度中の保証債務に係る主たる債務の元本又は利子の毎日の残高を合計し、<u>365</u>（2月29日を含む年度においては、<u>366</u>とする。）により除した金額により算定する。</p> <p>三 保証債務の額が外貨建のときは、保険料率等規程Ⅱ <u>[10]</u> 1(6)(注2)に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第31条第2項第1号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、次号に該当する保険契約にあつては、この限りでない。</p> <p>四 保証債務の額が<u>外貨（保険料率等規程別表第6（2）に掲げる外貨に限る。）</u>で表示されている場合であつて、保険</p>	<p>により算定する。</p> <p>三 貸付金等の額が外貨建のときは、保険料率等規程Ⅱ <u>[9]</u> 1(6)(注2)に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第33条第2項第1号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、次号に該当する保険契約にあつては、この限りでない。</p> <p>四 貸付金等の額が<u>アメリカ合衆国ドル又はユーロ</u>で表示されている場合であつて、保険申込時に保険契約者から申し出があつたときは、保険証券に別添3の資源エネルギー総合保険B特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約を付すものとする。</p> <p>2 前条第1項の規定により資源エネルギー総合保険B特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付（保証債務）保険における取扱は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 保険年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、保証債務の負担を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下この項において「第1保険年度の開始日」という。）の属する年度においては、第1保険年度の開始日から3月31日までとし、保証債務に係る主たる債務の最終償還日（当該主たる債務の最終償還日よりも保証債務の終期が早く到来する場合には、当該保証債務の終期。以下同じ。）の属する年度においては、4月1日から当該最終償還日までとする。</p> <p>二 保険料率等規程Ⅱ <u>[9]</u> 1(6)(注2)に規定する平均残高は、各保険年度中の保証債務に係る主たる債務の元本又は利子の毎日の残高を合計し、<u>365</u>（2月29日を含む年度においては、<u>366</u>とする。）により除した金額により算定する。</p> <p>三 保証債務の額が外貨建のときは、保険料率等規程Ⅱ <u>[9]</u> 1(6)(注2)に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第31条第2項第1号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、次号に該当する保険契約にあつては、この限りでない。</p> <p>四 保証債務の額が<u>アメリカ合衆国ドル又はユーロ</u>で表示されている場合であつて、保険申込時に保険契約者から申し出</p>	
---	---	--

<p>申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添3の資源エネルギー総合保険B特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約を付すものとする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成23年4月1日から実施る。</u></p> <p>別添1～2 (略)</p> <p>別添3 資源エネルギー総合保険B特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約</p> <p>第1章 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険に付す特約</p> <p>(保険価額)</p> <p>第1条 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下「約款」という。)第33条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、貸付金債権等(約款第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)に基づく外貨(貿易保険の保険料率等に関する<u>規程(平成16年7月2日 04-制度-00034)(以下「保険料率等規程」という。)</u>別表第6第2項に掲げる外貨に限る。)で表示された貸付金等(約款第2条第4号に規定するものをいう。)の額(二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、各時期において償還を受けるべき当該貸付金等の額)を海外事業資金貸付(約款第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。)のための契約の締結日における邦貨換算率(1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行をいう。)が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日における邦貨換算率。以下同じ。)に次の各号に定める値を乗じたも</p>	<p>があったときは、保険証券に別添3の資源エネルギー総合保険B特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約を付すものとする。</p> <p>別添1～2 (略)</p> <p>別添3 資源エネルギー総合保険B特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約</p> <p>第1章 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険に付す特約</p> <p>(保険価額)</p> <p>第1条 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下「約款」という。)第33条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、貸付金債権等(約款第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)に基づくアメリカ合衆国ドル又はユーロで表示された貸付金等(約款第2条第4号に規定するものをいう。)の額(二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、各時期において償還を受けるべき当該貸付金等の額)を海外事業資金貸付(約款第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。)のための契約の締結日における邦貨換算率(1アメリカ合衆国ドル又は1ユーロ当たりの邦貨の値であり、銀行(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行をいう。)が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日における邦貨換算率。以下同じ。)に2を乗じたもの(以下「上限邦貨換算率」という。)により邦貨に換算した額とする。</p>	
--	---	--

の（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。

一 貸付金等の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあつては2

二 貸付金等の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては3

第2条 ～ 第3条 （略）

（保険料計算における換算）

第4条 保険料率等規程Ⅱ〔10〕1(6)(注2)に規定する元本又は利子は、各保険年度（同規程Ⅱ〔10〕1(6)(注1)に規定するものをいう。）の前年度の2月1日（第1保険年度にあつては、海外事業資金貸付のための契約の締結の日）における邦貨換算率又は上限邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。

第2章 海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約

（保険価額）

第1条 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款」という。）第31条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、借入金等（約款第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）に基づく外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04-制度-00034）（以下「保険料率等規程」という。）別表第6(2)に掲げる外貨に限る。）で表示された保証債務（約款第2条第4号に規定するものをいう。）の額（二以上の時期に分割して保証債務を履行すべきときは、一の時期において履行すべき部分の保証債務の額）を保証債務（約款第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）のための契約の締結日における邦貨換算率（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の

第2条 ～ 第3条 （略）

（保険料計算における換算）

第4条 「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成16年7月2日 04-制度-00034）Ⅱ〔9〕1(6)(注2)に規定する元本又は利子は、各保険年度（同規程Ⅱ〔9〕1(6)(注1)に規定するものをいう。）の前年度の2月1日（第1保険年度にあつては、海外事業資金貸付のための契約の締結の日）における邦貨換算率又は上限邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。

第2章 海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約

（保険価額）

第1条 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款」という。）第31条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、借入金等（約款第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）に基づくアメリカ合衆国ドル又はユーロで表示された保証債務（約款第2条第4号に規定するものをいう。）の額（二以上の時期に分割して保証債務を履行すべきときは、一の時期において履行すべき部分の保証債務の額）を保証債務（約款第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）のための契約の締結日における邦貨換算率（1アメリカ合衆国ドル又は1ユーロ当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であつて、日本貿易保険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日でない

<p>始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日がない場合は、その日の直前の当該売相場及び買相場のある日における邦貨換算率。以下同じ。)に<u>次の各号に定める値</u>を乗じたもの(以下「上限邦貨換算率」という。)により邦貨に換算した額とする。</p> <p><u>一 保証債務の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあつては2</u></p> <p><u>二 保証債務の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては3</u></p> <p>第2条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(保険料計算における換算)</p> <p>第4条 <u>保険料率等規程Ⅱ [10] 1(6)(注2)</u>に規定する元本又は利子は、各保険年度(同規程Ⅱ <u>[10] 1(6)(注1)</u>に規定するものをいう。)の前年度の2月1日(第1保険年度にあつては、保証契約の締結の日)における邦貨換算率又は上限邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。</p>	<p>場合は、その日の直前の当該売相場及び買相場のある日における邦貨換算率。以下同じ。)に<u>2</u>を乗じたもの(以下「上限邦貨換算率」という。)により邦貨に換算した額とする。</p> <p>第2条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(保険料計算における換算)</p> <p>第4条 <u>「貿易保険の保険料率等に関する規程」(平成16年7月2日 04-制度-00034)Ⅱ [9] 1(6)(注2)</u>に規定する元本又は利子は、各保険年度(同規程Ⅱ <u>[9] 1(6)(注1)</u>に規定するものをいう。)の前年度の2月1日(第1保険年度にあつては、保証契約の締結の日)における邦貨換算率又は上限邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。</p>	
---	---	--